

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する公聴会の開催について

令和 7 年 8 月 28 日

国土交通省関東地方整備局では、「富士川水系河川整備計画」の変更に向けて検討を進めているところです。

このたび、「富士川水系河川整備計画（変更原案）」を作成し、河川法第 16 条の 2 第 4 項に基づき流域の長野県、山梨県、静岡県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたので、以下の公述人募集要領によりご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）を募集します。

なお、関東地方整備局ではお聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「富士川水系河川整備計画（変更案）」を作成させていただきます。

公述人募集要領

1. 意見募集の対象

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」

2. 公述対象者

長野県、山梨県、静岡県に在住の方

3. 公述人募集期間

令和 7 年 8 月 28 日（木）～令和 7 年 9 月 11 日（木） 17：15 必着

（郵送の場合は当日消印まで有効）

4. 応募方法

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対して、公述を希望される場合には、別添の応募用紙にご記入いただくか、下記①から⑤までをご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記 5. までご応募ください。

①氏名（ふりがな）

②住所

③電話番号

④ご希望の日時及び会場（第 3 希望までご記入ください。詳細は下記 8. を参照ください。）

⑤意見の概要

※『応募用紙』（様式）を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。

5. 応募先

○郵送の場合

〒400-8578

山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1 甲府河川国道事務所流域治水課

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」公述人募集 事務局 宛

○ ファクシミリの場合 055-252-8891

○ 電子メールの場合 ktr-koho-koufu@mlit.go.jp

件名に「富士川水系河川整備計画（変更原案）」公述人募集 事務局宛とご明記ください。

6. 注意事項

①ご意見の概要はできるだけ400文字以内としてください。

②日本語でご記入ください。

③電話でのご応募は受け付けておりません。

④上記2. 以外に在住の方のご応募は無効とします。また、期限までに到着しなかった場合についても無効とします。なお、上記4. に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

⑤公述に関する詳細は、別紙「『富士川水系河川整備計画（変更原案）』に対する公述に当たっての留意事項」をご確認ください。

7. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

関東地方整備局ホームページにて「富士川水系河川整備計画（変更原案）」で検索いただきご確認ください。

② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」、「富士川水系河川整備計画（変更原案）」、「富士川水系河川整備計画（変更内容比較表）」の入手・縦覧が可能です。

- ・関東地方整備局文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階）
- ・甲府河川国道事務所閲覧コーナー（山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1 1階）
- ・富士川上流出張所（山梨県西八代郡市川三郷町市川大門645）
- ・富士川中流出張所（山梨県南巨摩郡南部町内船4544の2）
- ・富士川下流出張所（静岡県富士市松岡官有無番地）
- ・笛吹川出張所（山梨県笛吹市石和町唐柏720-3）

8. 公聴会開催日時及び開催会場

○開催日時 令和7年9月26日（金）、令和7年9月28日（日）の2日間

①10～12時、②13～15時、③15～17時のうち、ご希望の時間帯

○開催会場 以下の2会場での開催となります。

会場①：山梨県立やまなし地域づくり交流センター

（山梨県甲府市丸の内2丁目35-1）

会場②：富士川下流出張所

（静岡県富士市松岡官有無番地）

・上記開催日時のうち、ご希望の日時を第3希望までご記入ください。

また、ご希望の会場もご記入ください。

・ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、その結果、第3希望までで調整がつかなかった方には、日時や会場の調整のため、事務局から日程調整の連絡をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

・公述人への発表日時等のご連絡については、令和7年9月19日（金）頃に電話及び郵送またはメールで行う予定です。

9. その他

公聴会は、公開で行いますので傍聴が可能です。 詳細については、公述人の募集終了後に改めてお知らせします。

<応募手続等に関する問い合わせ>

甲府河川国道事務所 流域治水課 流域治水係

TEL：055-252-5491（代表）

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する公述に当たっての留意事項

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」について、河川法第16条の2第4項に基づき長野県、山梨県、静岡県に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするものです。

（公述にあたって留意事項）

- 1) 公述は、お一人につき2会場のいずれか1会場において1回とします。
- 2) 公述は、お一人につき15分を目安に行ってください。次の方がお待ちになられておりますので時間厳守をお願いします。
- 3) 公述は、公開で行います。
- 4) 関係住民の皆様からいただいたご意見については個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- 5) ご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）には、後日、事務局から受付時間を連絡いたしますので、その時間までに会場にお越しください。受付後、15分程度で意見の発表となります。
- 6) 公述人は、受付で運転免許証などご本人とご住所が確認できるものをご提示ください（代理人による陳述は出来ません）。
- 7) 公述人は、『応募用紙』に記載された意見に沿って発表してください。
- 8) 『応募用紙』のほかに、配布したい資料がある場合には、A4用紙片面2枚までにまとめた原稿を当日、受付にお渡しください。事務局で白黒両面コピーを行い、1枚にしたものを配布します。なお、3枚以上の資料配布を希望される場合には、2枚を超える分についてご持参ください。
- 9) 発表の際にプレゼンテーションソフト等の使用を希望される場合は、パソコンをご持参ください（事務局でプロジェクタ、スクリーン、プロジェクタケーブルは用意します）。

（公表）

- 1) 『応募用紙』については、個人情報が含まれる部分を除いた公表用の部分をコピーしたものを、会場で配布するなど公開します。また、当日提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 公述の状況については、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 3) いただいたご意見は、事務局で聴き取れる範囲で文字起こしを行い、後日関東地方整備局ホームページで公開する予定です。

応募用紙

(受付番号:)

受付番号は事務局記載しますので記入しないでください

関東地方整備局長 宛て

届出者：氏名（ふりがな）（ ）

住所

電話番号

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

- 1 意見を發表される方のご氏名（ふりがな）、ご住所、お電話番号等を記入願います。
2 本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。
3 意見聴取の内容については、後日公表します。

【ご希望の日時及び会場】（希望される会場番号、日付を記入し、時間帯を○で囲んで下さい）

第1希望：会場 9月 日 ①10～12時 ②13～15時 ③15～17時

第2希望：会場 9月 日 ①10～12時 ②13～15時 ③15～17時

第3希望：会場 9月 日 ①10～12時 ②13～15時 ③15～17時

* 会場

会場①山梨県立やまなし地域づくり交流センター（山梨県甲府市丸の内2丁目35-1）

会場②富士川下流出張所（静岡県富士市松岡官有無番地）

* 日付 9月26日(金)もしくは9月28日(日)

以下の部分について公表します

住所： 県 市町村

[illegible]

※楷書横書きで、できるだけ 400 文字以内で記載して下さい。